

今後の函南町の中心市街地まちづくりのために

北・東・西ブロック対象の地区説明会を開催します

町では、平成 25 年度に予定されている東駿河湾環状道路の開通を見据えて、平成 19 年度から今後の中心市街地のまちづくりについて検討してきました。昨年は東駿河湾環状道路が通る中心市街地の自治会役員、事業者の皆さん、国、県などの人たちでワークショップを重ね、「函南町中心市街地まちづくり基本構想提言書」をまとめ、町長に提出しました。

今後、町では提言に沿った中心市街地のまちづくりを進めるため、次の北・東・西ブロックに分けて、説明会を開催します。対象区域内の皆さん、対象区域内に土地や建物を所有している皆さんは、ぜひご出席ください。

場所／函南町役場 2 階 大会議室

時間／19 時 30 分～

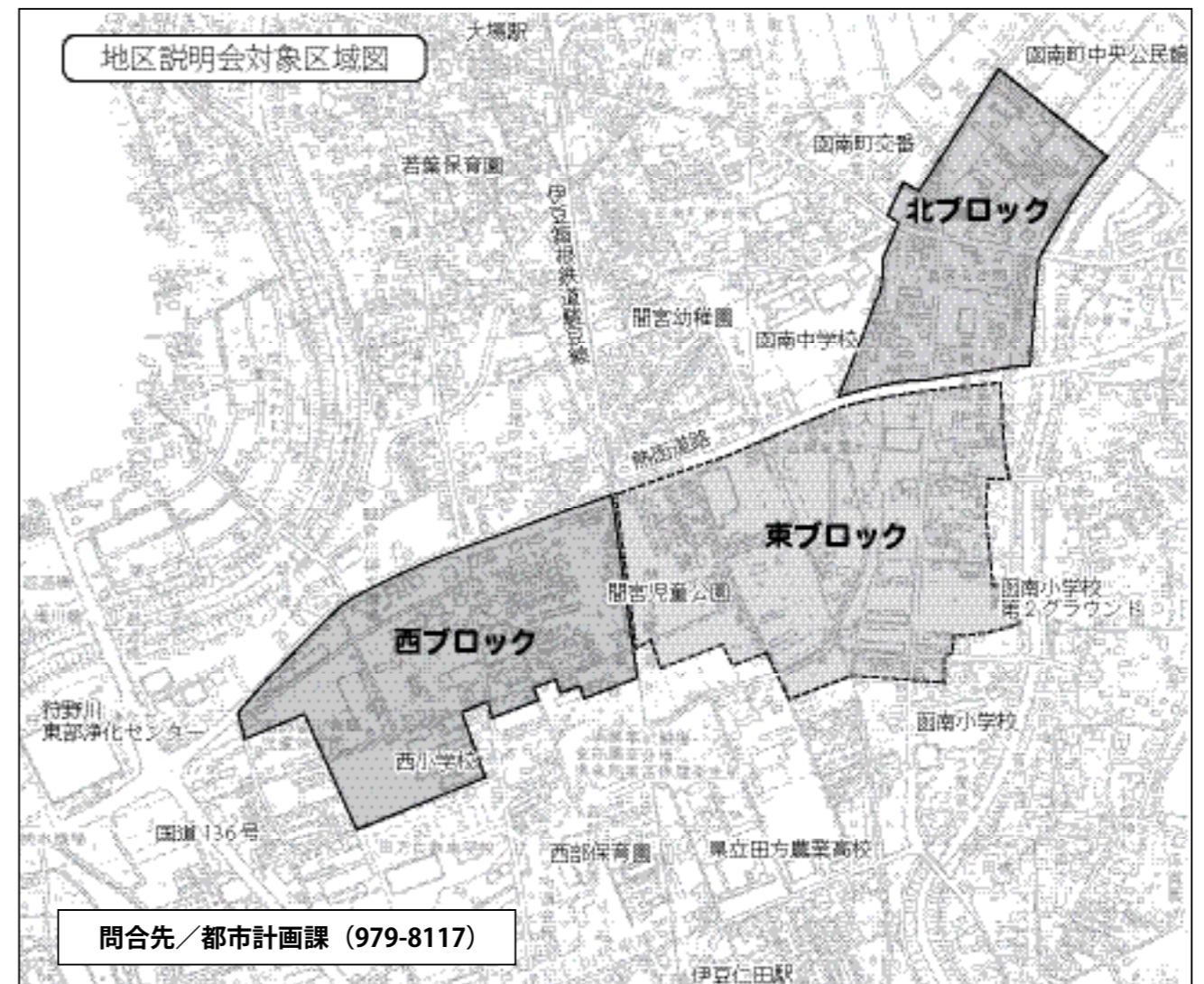
北ブロック：6 月 17 日（金）（上沢地区、八ツ溝地区、大土肥地区）

東ブロック：6 月 20 日（月）（間宮地区、仁田地区、大土肥地区）

西ブロック：6 月 21 日（火）（間宮地区、塚本地区）

※対象ブロックの説明会に出席できない場合は、他のブロックの説明会に出席することができます。

内容／「函南町中心市街地まちづくり基本構想提言書」の内容説明、「具体的なまちづくり」の内容説明（用途地域の変更、地区計画の指定等について）



問合せ先／都市計画課 (979-8117)

小児用肺炎球菌とヒブワクチン接種再開・接種費用を町で全額助成

国内で同ワクチン接種後の死亡例が複数報告されたため、町では接種を一時見合わせていましたが、専門家による評価の結果、安全性が確認されました。この報告を受けて、町は 4 月 15 日から接種を再開しました。接種を希望する対象者は、予防接種の効果や副反応を十分ご確認のうえ、接種前に健康づくり課で申請してください。

健康づくり課 (978-7100)

ヒブワクチン

ヒブとは、死亡や重大な後遺症が残るおそれがある細菌性髄膜炎や急性喉頭蓋炎の原因になる細菌です。接種回数／生後 2 か月以上 7 か月未満 4 回、生後 7 か月以上 12 か月未満 3 回、1 歳以上 5 歳未満 1 回
副反応／注射部位に一時的な腫れや痛みがでること、発熱することがあります。ごくまれに、アナフィラキシーショック、けいれん、無呼吸などが発症します。

小児肺炎球菌ワクチン

小児肺炎球菌とは、死亡や重大な後遺症が残ったりするおそれがある髄膜炎や敗血症の原因になる細菌です。

接種回数／生後 2 か月以上

7 か月未満 4 回、生後 7 か月以上 12 か月未満 3 回、1 歳以上 2 歳未満 2 回、2 歳以上 5 歳未満 1 回
副反応／注射部位に一時的な腫れや痛みがでること、発熱することがあります。注射部位に、強い局所反応が現れるワクチン製剤です。ごくまれにアナフィラキシーショック、無呼吸などが発症します。

両ワクチン共通

対象／生後 2 か月～5 歳未満（5 歳誕生日の前々日まで）
申込み／母子手帳と印鑑を持参し、健康づくり課窓口で申請してください。

専門家の評価による安全性が確認された理由（厚生労働省発行のリーフレットから一部抜粋）○接種と一連の死亡との間に、現時点では直接的な明確な因果関係は認められない。○接種との因果関係が分からない死亡事例は、海外でもある程度報告されている。予防接種後、ある程度の頻度で発熱などの軽い副反応が生じたり、ごくまれに重篤な副反応が生じたり、あるいはたまたま別の病気にかかることがあります。接種は、体調などを医師とよく相談することが大切です。詳しくは、厚生労働省ホームページでご案内しています。

母子家庭などの医療費を助成しています

問合せ・申請先／福祉課 (979-8127)

平成 22 年分の所得税が非課税で 20 歳未満の子どもを扶養する世帯の人が病院などでかかった医療費の自己負担額を助成します。

対象／次のいずれかに該当する人（母子家庭または父子家庭）

- ①配偶者と離婚し、現在結婚をしていない人
- ②配偶者の生死が明らかでない人
- ③配偶者から遺棄されている人
- ④配偶者が海外にいるため扶養を受けることができない人
- ⑤配偶者が精神や身体の障害で長期間労働能力を失っている人
- ⑥配偶者が法令により長期間拘禁されているため、その扶養を受けることができない人



すでに受給している人へ

現在使用している母子家庭等医療費受給者証の有効期限は 6 月 30 日（木）です。7 月からも引き続き助成を受けるためには更新の手続きが必要です。受給中の人には通知を発送します。なお、現在受給していない人も、平成 22 年中の所得と世帯状況によっては受給できる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。

提出期限／6 月 24 日（金）

持ち物／更新申請書、現在の受給者証、健康保険証（受給対象者全員分）、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書（お持ちの健康保険証の保険者名が「〇〇健康保険組合」の場合）

注意事項／所得がない場合も税務課への申告が必要です。（今年 1 月 2 日以降に転入した人は平成 22 年中の課税証明書が必要です。1 月 1 日に住民登録があった市町の役所で入手できます）